

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年那智勝浦町議会第2回定例会)

令和2年6月9日
9時30分 開 議
於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第8号 令和元年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	7
日程第5	議案第33号 那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例	8
日程第6	議案第34号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を 改正する条例	11
日程第7	議案第35号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	15
日程第8	議案第36号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例	17
日程第9	議案第37号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	17
日程第10	議案第38号 那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例	20
日程第11	議案第39号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	20
日程第12	議案第40号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
日程第13	議案第41号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	23
日程第14	議案第42号 那智勝浦町中学校給食費条例	26
日程第15	議案第43号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算(第3号)	29
(以下、日程追加)		
追加日程第1	決議第1号 議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算 (第3号)(款)6商工費(項)1商工費に対する附 帯決議(案)	52
日程第16	議案第44号 令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算(第1号)	54
日程第17	議案第45号 令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 (第1号)	56
日程第18	議案第46号 令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1 号)	57

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について……………	60
日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について……………	60
日程第21 選 第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙……………	61

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 城本和男	2番 東信介
3番 曾根和仁	4番 荒尾典男
5番 藤社和美	6番 金嶋弘幸
7番 引地稔治	8番 左近誠
9番 加藤康高	10番 中岩和子
11番 森本隆夫	12番 亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

3番 曾根和仁	5番 藤社和美
---------	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長 堀順一郎	副町長 矢熊義人
教育長 岡田秀洋	消防長 湯川辰也
総務課長 塩崎圭祐	教育次長 田中逸雄
会計管理者 三隅祐治	病院事務長 下康之
税務課長 網野宏行	住民課長 在伸靖二
福祉課長 榎本直子	観光企画課長 佐古成生
農林水産課長 西真宏	建設課長 楠本定
水道課長 村上茂	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長 寺本尚史
事務局主任 青木徳之
事務局副主査 北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元に配付の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和2年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番曾根和仁君、5番藤社和美君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る6月4日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は18件でございます。内訳ですが、予算繰越計算書1件、条例の制定2件、条例の改正8件、補正予算4件、人事案件2件、選挙管理委員会の選挙1件となっております。

会期は、本日6月9日から6月17日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会3日、純休会2日となっております。

それでは、恐れ入ります、議事予定表をごらんください。

[議事予定表朗読]

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から6月17日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス関連の報告でございます。全国に発令されておりました緊急事態宣言が5月25日に解除されました。現在、新宮保健所管内では新型コロナウイルスの感染は確認されておりませんが、これも感染拡大防止のため移動の自粛等を行っていただいた町民の皆様方や事業者の皆様の大変な御協力があったからこそであり、心から御礼を申し上げる次第でございます。

緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ流行がおさまっていない地域もあり、新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見通せない状況でございます。

町民の皆様におかれましては、感染予防に留意しながら、徐々に社会経済活動を再開していくという難しい状況ではございますが、手洗いの励行、3密回避、マスクの着用といった基本的な感染予防の取り組みを引き続きお願いを申し上げます。

本町では、職員が罹患しない、来庁者を罹患させない取り組みとして、罹患が発生した場合でも業務が継続できるように分散勤務等の取り組みや、消防本部の来庁者が入ることのできるエリアの制限、町立温泉病院の面会中止も継続をしているところでございます。

町内の小・中学校におきましては、6月1日から再開し通常授業を行っております。今後は、感染予防に留意をしながら、夏休みや冬休みの期間短縮等により授業数の確保を図り、学習のおくれを取り戻してまいります。

また、公民館教室やスポーツ教室等の各種事業につきましても、6月8日からの公民館教室の再開を初めとして、今後順次再開予定でございます。

同じく体育文化会館等、町が管理する施設も利用を再開をしておりますが、施設利用につきましては国や県が作成している感染予防のためのガイドラインに沿った運営を行ってまいり

ます。

また、国や県の指針では、6月19日より県境をまたぐ移動が緩和をされます。観光についても、感染症対策をとりながら段階的に解禁されていき、8月から全面再開の予定となっております。

7月中旬から和歌山県が県民に県内で宿泊していただくキャンペーンを実施予定で、国は旅行需要喚起策の一環でGo Toキャンペーンを展開する予定とされております。

本町といたしましては、3月議会で御可決いただいた補助金をもとに、より多くの宿泊につながるような施策を実施してまいります。

同じく3月議会で御可決いただきましたまちなか商品券は、5月29日に引きかえを終了しまして、98%の方々が商品券に引きかえ済みでございます。5月末現在で1,232万円の利用が報告されております。

また、5月議会で御可決いただいた町民1人当たり10万円の特別定額給付金につきましては、6月5日時点で7,704世帯中7,258世帯、パーセントで94.2%の世帯の方々が申請済みでございます。本日の振り込みで申請済みの世帯への給付が完了いたします。

また、那智勝浦町建設業組合や町内出身の方からマスクを寄贈いただきまして、町立温泉病院や保育所、福祉施設、そして妊婦の方々に配布をさせていただいたところでございます。

新型コロナウイルスの影響は長期間になることが予想されますが、少しでも安心していただけるように、町議会を初め町民の皆様方の声を伺いながら必要な支援を行ってまいります。

次に、消防関係の報告です。

消防防災センターの整備事業は、用地造成のための伐採や調整池について4月27日に入札を実施いたしました。また、職員が1人、救急救命士国家試験に合格しております。

それでは、本議会に提案しております議件の概要につきまして御説明をいたします。

本議会に提案しております議件は17件でございます。その内訳は、報告が1件、条例制定2件、条例の一部改正8件、令和2年度補正予算が4件、人権擁護委員の諮問が2件でございます。

まず初めに、補正予算に関する経済対策の事業について御説明申し上げます。

5月の臨時会で申し上げました新型コロナウイルス対策の大きな3本柱といたしまして、避難所の感染防止対策、主要産業である観光事業者の支援、そして減収となった方や小規模事業者の支援、それに加えて医療や救急体制の拡充について施策を提案いたします。

その主なものといたしましては、避難準備情報等が発令された際、避難所での密集を防ぐため、宿泊施設を避難所として活用させていただき感染予防を図ります。1人当たり1泊5,000円を町が宿泊施設に支払いし、避難者には負担をいただくことはございません。御協力いただける宿泊施設と早急に避難所としての活用について協定を締結したいと考えております。

次に、町民が町内の宿泊施設を利用できるプレミアム宿泊食事券8,000円分を3,000円で発売をいたしまして、宿泊施設で御利用いただくことで支援を行うと同時に、3月に設立されまし

た那智勝浦観光機構でアンケートを実施し、マーケティングにつなげてまいりたいと考えているところがございます。

収入減になった方々への支援、小規模事業者への支援といたしましては、3月議会でも御可決いただいた那智勝浦まちなか商品券を今回は1人当たり7,000円を町民の皆様に配布をいたしまして、地域の活性化につなげてまいりたいと考えています。

また、売り上げが減少し国や県の持続化給付金、事業継続支援金の給付を受けた事業者に対しまして一律10万円を給付する支援を行います。

ほかにも、小・中学校については、夏休みを短縮し授業を実施するため、その期間の給食費を無償化いたします。

以上、主要な部分についてのみ申し上げましたが、他の対策事業を含め、その詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

そして、5月の臨時会でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症により大きく税収が減少することが見込まれていることや、苦しい状況にある町民の方々に寄り添うという意味を込めまして、私の給与の50%を今年度いっぱい減額をいたしたいと思います。

また、副町長、教育長にも賛同いただき、給与20%をそれぞれ減額をいたします。

また、一般職では、課長主幹会により申し出をいただきまして、管理職手当20%を減額をいたします。

なお、医療職は除くこととしてございます。

続いて、個々の議案について概要を御説明を申し上げます。

報告第8号は、一般会計予算の繰越計算書についての報告でございます。

議案第33号は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、本町における任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定を新たに設けるものでございます。

議案第34号は、先ほど申し上げました町長等特別職の給与を減額する改正を行うものでございます。

議案第35号は、法律等の改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について改正するものでございます。

議案第36号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、手数料条例を改正するものでございます。

議案第37号は、国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり労務を服せず給与が支給されない被用者に対しまして傷病手当金を支給する規定の追加をするものでございます。

議案第38号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

議案第39号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正にあわせて改正するものでございます。

議案第40号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援

施設等の運営に関する基準の改正にあわせて改正するものでございます。

議案第41号は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正にあわせて改正するもので、消費税を活用した低所得者の保険料の軽減強化や、保険料の徴収猶予要件の規定、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる者の保険料の減免要件の規定を新たに追加するなどの改正を行うものでございます。

議案第42号は、本年度開始予定の中学校給食に係る学校給食費の取り扱いに関する規定を設けるものでございます。

議案第43号は、一般会計補正予算であり、主なものとしたしまして、先ほど申し上げました新型コロナウイルス関連緊急対策事業、特別職の給与の減額のほか、津波避難タワー建設事業及び公民館建設事業などの実施のための補正で、歳入歳出予算それぞれ2億2,700万円を追加をし、予算総額105億4,940万円とするものでございます。

議案第44号は、国民健康保険事業費特別会計の補正予算であり、議案第37号で御説明申し上げました傷病手当金の予算を計上するものでございます。

議案第45号は、介護保険事業費特別会計の補正予算であり、予算科目の変更をお願いするものでございます。

議案第46号は、町立温泉病院事業会計の補正予算であり、新型コロナウイルスの感染症発生が発生した場合に備え人工呼吸器や陰圧装置などの医療機器購入の予算を計上するものでございます。

諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人権擁護委員の推薦について議会の同意を求めらるものでございます。

その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第8号 令和元年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第8号令和元年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第8号令和元年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、令和元年度予算に計上している事業のうち、令和2年度に繰越明許

させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款4衛生費のごみ焼却施設整備基本計画等策定事業から款10災害復旧費の小金島漁港災害復旧事業までの7件の事業で合計金額2億2,203万1,000円、うち翌年度繰越額は2億1,119万6,000円で、財源内訳は既収入特定財源が0、未収入特定財源は国県支出金で4,420万9,000円、地方債1億3,670万円で、一般財源は3,108万7,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第8号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第33号 那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第33号那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第33号について御説明申し上げます。

〔議案第33号朗読〕

恐れ入りますが、関係資料のほうをごらん願います。

まず、こちら制定概要といたしまして、高度化、専門化する行政課題に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識、経験等を有する人材を期間を限って採用することができる制度を導入するもので、当該職員の採用及び給与に関し必要な事項を定めるものでございます。

この法律による全国的な状況を見ますと、土木、建築関係の技師、防災専門員、弁護士、IT情報系などの専門職、また保健師、保育士等専門職の育児休業代替として、他に一定期間に業務量が増大する重点事業などのため、多くの自治体でこの制度を利用している状況でございます。

本町におきましても、今後専門的な知識、経験等を有する人材を期間を限って採用することができるこの制度を導入いたしたく、条例の制定についてお願いするものでございます。

本町で現時点では、防災、危機管理に関する知識、経験を有する定年退職自衛官の採用について検討を進めたくお願いするものでございます。

資料のほう、第1条の趣旨から第11条の規則委任まで、四角で囲った部分にその条の説明書きを記載してございます。

まず、第1条でございます。この条例の趣旨を明らかにしてございます。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2条は、一般任期付常勤職員に関する規定、第3条第1項は、競争試験または選考により任期を定めて職員採用する任期付常勤職員の条件を定めており、第2項では、本来任期の定めない職員を充てることとされている恒久的な業務に任期付職員を充てることのできることを定めております。第4条は、競争試験または選考により任期を定めて採用する任期付短時間勤務職員の条件を定めております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、任期の期間の特例を定めております。第6条は、任期の更新について定めてございます。

5ページをお願いいたします。

第7条から第10条では、給料について定めております。

それから、7ページをお願いいたします。

11条につきましては、規則委任について定めてございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上が本条例の概要でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） さまざまな有能な人材を採用できるということだと思うんですけども、これ県内での条例の制定状況は、この制度の導入状況を教えていただきたいと思えます。

そして、例えば自衛隊の方、退職された方、防災の危機管理監とか、そういうような形でいろんな有能な方が期待できるんですけども、これそもそも国や県とはもううちの町というのは、小さな自治体っていうのは給与体系と申しますか、運用が異なるんですね。仮にこれ何歳で退職されて、採用した場合どれぐらいの位置づけがされるのか。この中身見てみたら、かなりの、給与別表がついてるんですけども、大きな金額が出てるんですけど、どれぐらいの位置づけで採用されるのかどうか。今の職員との均衡上どうなのか、お伺いをいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、県内の状況ということでございますが、この条例の制定ではなく、申しわけございません、自衛隊関係の職員の配属と申しますが、この条例をつくった上で元自衛隊員が配属され

たということで申し上げますと、和歌山県、和歌山市、橋本市、九度山町、白浜町、すさみ町が予定となっております。こちらの利用によりまして、全国でこちら現在の在職者は432名の方が在職されているということで、都道府県のほうに84名、それから234市、7区、46町、4村で348名というような状況でございます。

あと、もし仮に採用となった場合のその職員についての位置づけというお尋ねでございます。こちらにつきましては、現在この制度、自衛隊のほうで定年退職される自衛官を再就職させるというような事業がございまして、その関係対象者は55歳が標準となっております。階級によって差があるようでございますが、ほとんどの方が55歳、1佐という位、役職につきましては56歳というのが現状でございます。今後国の法律によって年齢が引き上げられるというようなものでございますが、現状はそのような形になっております。

55歳で退官された方を本町におきまして、一応現在考えております部分につきましては、特定任期付職員の給料表、号給でいきますと1号給を予定してございまして、37万5,000円を予定してございます。55歳の方でこちらに退官して来ていただいて、正職員となって37万5,000円の給料、それからボーナスほか手当等は今のところないのですけれども、期末手当だけ一部減額されたものが支給となるというような形で予定してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） この条例、今自衛隊の方の関係の規則とかをつくってるっていうふうなお話を聞いて、この条例をつくっているのはどれぐらいなのか、もう一度確認でお願いしたいと思います。

それと、さまざまな有能な人材をこれ確保できると思うんですけども、今位置づけのほうも確認させていただきました。ほかにも自衛隊の方に限らずいろんな職種の方が採用できるんですけども、専門的な知識を有する職員ということに限られているんですが、これ誰が判断するのかどうか、どのような基準を考えられているのかどうか、それだけ確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） この条例自体の制定の他市町村の状況でございますが、今現在把握してございません。申しわけございません。

あと、採用に当たっての決定と申しますか、というところでございますが、あくまで今のところこの条例自体で、先ほども申しましたとおり、自衛隊の退官自衛官を今のところ想定しているところでございます。それにつきましては、制度といたしまして自衛隊にございます制度により55歳定年を迎える幹部自衛官と各市町村とのマッチングをするような事業がございまして、そちらに本町が手を挙げてその方と、当然相手があることですので、相手方は当然待遇、給料なりその辺を考える、私どもは私どもでその人を見る、面接等いろんなところで見ると、それでマッチングでうまくお互い両者が合ったときに初めて成立とするような形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第34号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する  
条例**

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第34号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第34号について御説明申し上げます。

〔議案第34号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、町長、副町長及び教育長の給料について、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響をこうむっている町民及び町内事業者の状況を踏まえ、令和2年7月から令和3年3月末の間、町長の給料を50%、副町長並びに教育長の給料を20%減額するものでございます。

附則に次の1項を加えることとし、第9項を追加いたしまして、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中67万円、これは町長の本来の給料でございますが、これを33万5,000円と、56万円、これは副町長の本来の給料額でございますが、44万8,000円と、50万円、これは教育長の本来の給料額でございますが、これを40万円と改めるものでございます。

なお、医療職を除く一般職の管理職に係る手当につきましても、同期間において20%額とす

るものとしてございます。こちらは職員の管理職手当に関する規則により定めている事項でございますので、規則改正により施行するものとしてございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年7月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） ただいま給与条例の一部改正につきまして、総務課長のほうから改正案について御説明をし、本議会の冒頭でも申し上げたところでございますが、改めて給与の減額について御説明を申し上げたいと思います。

本年2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして町内では宿泊客のキャンセルが相次ぎ、3月から現在まで宿泊客を中心に来訪者が極端に減少しているところでございます。宿泊数でいいますと、4月には対前年同月比九十数%、あるいは5月に入りますと100%近いような施設もあるというようなことも聞いてございます。そういった状況で、このことによりまして町内の事業者や従業員の皆様方の大幅な減収、さらに税金を見ましても、特に入湯税を見ましても今年度は大幅な税の減収により町財政が大変厳しい状況が見込まれてるところでございます。

今回の私の減額につきましては、大変苦しい状況となっている方々に寄り添うということで、また町財政のため自身の給与の減額で少しでもコスト削減につなげていきたいという思いから提案するものがございます。

当初私だけの減額でございましたが、教育長、副町長も賛同いただき、また管理職の方々からも申し出があり、管理職手当の減額をするものがございます。

そういった趣旨でございますので、皆様方に御理解いただきますようによりしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 今の説明で町長の意気込みっていうのは大変伝わって、ありがたいことっていうか、十分評価できると思うんですけど、ここで町長が50%をカットすると33万円、副町長、教育長がそれよりか20%で、心苦しいところもあるんじゃないかと、そのことについてもうちょっと町長もそのバランスっていうのもありますので、その教育長、副町長の町民からの批判など受けんよう、受けやんと思いますけど、そんなこともないようにバランスも考えてやっていたかかったなというのものもあるので、町長の周りでそこまでせんでもええんじゃないかという声はなかったんですかね。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 私減額するのは皆さんに相談したわけではございません。2月末から3月、4月、5月見ていた中で、これは今町制が始まって以来の危機的な状況ではないかなというのを私自身思ってます。そういったことで、町長の給与を減額することによって町民の皆さ

ん方に寄り添う覚悟を示すという意味で、私思い切ったといいますか、50%、約9カ月間ではございますが、財政的には微々たるもんかもしれませんが、そういった覚悟をお示しをしたところでございまして、当初は何回も言うように私だけのつもりでございました。しかしながら、皆さん方からも御協力いただいたということで、それはもう額とかではなくて、やはりその気持ちが大切ではないかなというふうに思っているところで、特に何か問題、何か高い安いとかっていうふうなことは聞いたことはございません。

以上です。

〔7番引地稔治君「周りがそこまでせんでもええんじゃないかっていう声はなかったんですか」と呼ぶ〕

周りからはございません、家庭的にはありましたけど。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

〔7番引地稔治君「議長、休憩してください」と呼ぶ〕

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時12分 休憩

10時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

本件について、引地稔治君からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

7番引地稔治君。

○7番（引地稔治君） 提案理由を説明させていただきます。

私、町長の意気込みというか、そういうのは十分感じ取れています。ほんでまた、このことに関しては我々議員も協力したいと、この議会中に協力したいと思いますので、町長一人5割カットさすわけにはいかんと思います。3割ぐらいでおさめると、副町長、教育長のバランスもとれ、その足らん分に関しては議会議員も当然ながら協力していただきたいと思ひますし、協力するようなことを考えていますので、町長一人に50%もカットさせるわけにいかないという単純な意見です。どうぞ皆さん御賛同いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（荒尾典男君） 修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度、原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。繰り返します。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度、原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。修正案ではなく原案です。

原案に賛成者の討論はありませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今引地議員から修正案が出されましたが、私は原案に対して賛成の立場で言わせてもらいます。

この修正案を出された引地議員の説明につきましては、十分私も理解はしております。共感するところもあります。しかしながら、この本議案につきましては、執行権者であります町長みずからがこの町なかの実情等を考えた中での件であり、重くこれは受けとめるべきと私は考えます。まして町長の給料議案、このカットの議案、これについて我々がこれをどうのこうのと言って意見するべきものに対していかななものかと、私はこの案については、この件は町長が思い切った判断をした中で、今引地議員からの説明では確かに違和感もありますけれども、これは我々がどうこうするのではなしに、最終的には我々那智勝浦町の町民が評価するべきものと考えまして、私は原案のほうに賛成いたします。

○議長（荒尾典男君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから議案第34号について採決を行います。

まず、本件に対し、引地稔治君から提出されました修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第35号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第35号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

網野税務課長。

○税務課長（網野宏行君） 議案第35号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の税条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症経済対策における地方税法等の改正にあわせて那智勝浦町税条例を改正するものです。

改正の資料について、関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明は関係資料でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

第1条、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。

附則第10条は、読みかえを規定するもので、法改正に伴い改正するものでございます。

次に、附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例を定めるもので、第27項は法規定の新設に伴い新たに規定するもので、中小事業者等が令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の事業用家屋と構築物について3年間固定資産税の課税標準に乗じる割合をゼロに定めるものでございます。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税環境性能割の非課税について定めるもので、適用期間令和2年9月30日までを6カ月延長し、令和3年3月31日まで取得したものを対象とすることに改めるものでございます。

次に、第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等で、法規定にあわせて新設するもので、申請書に不備等があるとき、申請者に対して通知をして訂正を

求めますが、不備等の訂正がない場合においてはその通知から20日経過した日をもって当該申請を取り下げたものとみなすことを定めるものでございます。

次に、1ページの一番下、新旧対照表は2ページになります。

附則第10条は、読みかえを規定するもので、法改正に伴い項ずれを整備するものでございます。

次に、関係資料2ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、法改正に伴い項ずれを整備するものでございます。

次に、第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、法規定にあわせて新設するもので、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント等を中止した主催者に対して観客等が入場料の払い戻し請求権を放棄したときには、入場料等を寄附金として支出したものとみなして税額控除を適用できることを定めるものでございます。

次に、第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、法規定にあわせて新設するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限、令和2年12月31日までにできなかった場合でも一定の期日までに住宅取得契約を行い、令和3年12月31日までに入居した場合は住宅借入金等特別控除について適用期限を令和15年度から1年延長し、令和16年と定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を第1条は公布の日から、第2条は令和3年1月1日と定めてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。


~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 36 号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第 8、議案第 36 号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第 36 号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町手数料条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「個人番号通知カードの再交付」及び「1 件につき 500 円」を削る。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和 2 年 5 月 25 日から個人番号通知カードの再交付を行わないこととなりましたので、那智勝浦町手数料条例におきましてもこの部分を削除するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、令和 2 年 5 月 25 日から適用いたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第 36 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第 37 号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第 9、議案第 37 号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第37号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の国民健康保険条例の改正につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給についての通知により、感染した被用者に対して傷病手当金を支給するための条例の附則を改正するものでございます。

附則第1項から第5項を、今回追加する条文にあわせて附則第1条から第5条といたしまして、附則第5条の次に3条を加えるものでございます。

第6条第1項では、傷病手当金の支給対象者を給与等の支払いを受けている被保険者で新型コロナウイルスに感染した者または感染が疑われる者といたしまして、支給対象日数を労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から回復するまでとしてございます。

第2項は、傷病手当金の金額を定めたもので、直近3カ月の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2としてございます。

第3項は、支給期間の上限を1年6カ月と定めたものでございます。

第7条は、対象者が給与の全部または一部を受け取ることができている場合、その金額が傷病手当金の金額より多い場合は傷病手当金を支給せず、傷病手当金の額より少ないときは給与等との差額を支給することを定めております。

第8条第1項は、対象者が新型コロナウイルス感染症であった場合に、有給休暇等で休暇をとったにもかかわらず、給与の全部または一部が支払われなかった場合にその受け取ることができるはずであった金額が全額支払われなかった場合は傷病手当金の全額を、一部支払われなかった金額が傷病手当金の金額より少ないときはその差額を支給することを定めてございます。

また、支給の際には、前条の規定で支給された傷病手当金を支給額から控除することとしてございます。

第2項は、第1項において支給した傷病手当金は本来事業主が支払うべきものであることから、これを事業主より徴収することとしてございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第6条から附則第8条までの規定の適用は、令和2年1月1日から規則で定める日までとしてございます。

なお、規則で定める日につきましては、令和2年9月30日となる予定でございます。

資料といたしまして新旧対照表と関係資料をつけさせていただいております。

関係資料をごらんください。

関係資料は、対象者の平均日額が9,000円の場合の傷病手当金の支給イメージでございます。この場合の傷病手当金の上限額は6,000円となります。上段の枠内は第7条関係で、対象者が給与のうち4,000円を受け取った場合、傷病手当金との差額2,000円を支給するものでござ

います。

下段、第8条関係で、有給休暇等を取得したにもかかわらず給与を全額受け取れなかった場合に上限額の6,000円を支給し、給与の一部の3,000円しか受け取れなかった場合は差額の3,000円を支給いたしまして、この傷病手当金は事業主から徴収するというものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） ちょっとお伺いします。

給与、賞与をいただいている個人事業主のところで働いている従業員さんのことと思うんですけど、要は社会保険が掛かってない国民、これ個人事業主とか、あと例えば仕事上コロナにかかった場合の労災との関係というのはどないなるん。

〔「後でええ」「労災の関係のほうはもうええ」「労災は別やん、労災は労災や」「答弁できる枠の中で」「労働局や」「だから個人事業主のやつやろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

こちらの条例につきましては、議員おっしゃいますとおり、雇われる給与所得者に対するものでございまして、個人事業主さん等とは関係ございませんし、もしまたほかの手当等をもらえる場合は、それも差し引いて差額を支給することになってございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第38号 那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第38号那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第38号那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給についての通知により、和歌山県後期高齢者医療広域連合条例が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

第2条は、那智勝浦町において行う事務についての規定でございます。

第8号を第9号に繰り下げ、新たに第8号として傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを追加するものでございます。

資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第39号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第39号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第39号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、家庭的保育事業等を行うための最低基準を定めたものでございます。

今回の改正は、令和2年3月26日に国の基準の一部を改正する省令が公布されましたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

なお、現在本町に対象の家庭的保育事業等はございません。

次のページに関係資料を添付しています。

関係資料におきまして概要を説明いたします。

1、改正の理由でございます。改正の理由といたしましては、先ほどの説明どおり、国の基準の一部改正に伴い改正するものでございます。

2、改正内容でございます。2点でございます。

1点目、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の基準緩和でございます。家庭的保育事業者等は、保育の支援、必要に応じる代替保育及び卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保しなければならないとされていますが、適用除外条件がございます。適用除外条件として、現行では、利用定員が20人以上の企業主導型保育事業施設や地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を確保すれば連携施設の確保が著しく困難と市町村が認める場合には、卒園後の受け皿の提供を行う保育所等の連携施設の確保は不要とされていますが、今回はそれに加えて、引き続き教育・保育の提供を受けられることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすることを追加するものでございます。

次に、2、居宅訪問型保育対象者の明確化でございます。居宅訪問型保育対象者につきまして、今回保育者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するため、改正するものでございます。

続きまして、次の新旧対照表をお願いいたします。

第6条は、保育所等との連携について規定しています。

第4項では、卒園後の受け皿の確保の要件緩和について規定しており、第1号に今回追加する引き続き教育・保育の提供を受けられることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とするものを追加するものを規定するものでございます。

第2号の新設及び第5号の改正は、第1号を追加したことによる改正でございます。

続きまして、第37条の改正は、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するため、語句を追加するものでございます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第40号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第40号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第40号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給の対象として認められる保育所、認定こども園、幼稚園をいい、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる議案第39号で説明いたしました家庭的保育事業等をいいます。給付費支給対象であるかどうかを確認するための運営基準を定めたものでございます。この運営基準は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従わなければならないと定められており、今回国の基準が改正されましたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、先ほどの議案第39号と同様の内容でございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付しています。

新旧対照表をお願いいたします。

第42条は、特定教育・保育施設等の連携について規定しています。

第4項では、卒園後の受け入れ先の確保の要件緩和について記載しており、第1号にさまざまな対応策により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすることを追加するものでございます。

第2号の新設及び第5項の改正は、第1号を追加したことによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第41号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第41号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第41号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、消費税を活用した低所得者の保険料の軽減について、令和元年10月の消費税率10%の引き上げにあわせ軽減強化が行われ、令和元年度は完全実施までの2分の1の減額幅の基準を定めていましたが、令和2年度からの満年度化に伴い保険料軽減の完全実施を行うものでございます。

具体的な軽減の基準について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、令和2年4月1日より施行されることを受け、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

また、今般国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して保険料等の免除等を行うとされたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について規定を設けるものでございます。

次のページに保険料軽減についての関係資料といたしまして、第7期介護保険料の表を添付いたしております。

第7期介護保険料は、基準額7万1,244円、所得に応じ9段階に分かれ、本町の基準に対する各段階の割合は、介護保険法施行令に定める標準の率となっております。令和2年度の下線部の部分が今回改正する部分でございます。基準に対する割合の変更により、第1段階を2万1,373円に、第2段階を3万5,622円に、第3段階を4万9,871円に軽減するものでございます。そのほか年度の改正や介護保険料の減免等に関する改正がございます。

次に、新旧対照表において説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条では、平成30年度から令和2年度までの介護保険料を定めており、第1項は、平成32年度を令和2年度に改正するものでございます。

第2項は、第1号被保険者の保険料の減額賦課について規定しています。対象年度を令和2年度に変更し、保険料を2万1,373円とするものでございます。

次の第3項、第4項は、対象年度の変更とともに、第3項では第2段階の保険料を3万5,622円に、第4項では第3段階の保険料を4万9,871円に減額するものでございます。

次に、第11条の改正でございます。第11条は、保険料の徴収猶予について定めており、徴収猶予の期間を3カ月から標準の6カ月に変更するとともに、徴収猶予の対象者を国の参考例を参照しより明確化するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第12条は、保険料の減免規定でございます。第11条の改正に伴う語句の改正でございます。

次に、附則において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定を定めるものでございます。この減免による保険料は、国の財政支援の対象となり、国の事務連絡に準じて規定するものでございます。

第8条では、対象となる保険料と減免要件を定めています。減免の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期の介護保険料です。

第1号と第2号に減免要件を記載しています。第1号では、新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負ったときを、第2号では、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を主として維持する者の事業収入などの減少額が前年の収入額の10分の3以上あり、減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であることを規定しています。

改正条例にお戻りください。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

適用区分といたしまして、第2条の保険料率については、令和2年4月1日から、徴収猶予及び保険料の減免に関する第11条、第12条及び附則第8条の改正は、国の減免対象となる令和2年2月1日から適用するものでございます。

経過措置といたしまして、令和元年度以前の保険料については、第11条、第12条及び附則第8条を除き、従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

〔2番東 信介君「確認だけしたいんですけどかまんですか」と呼ぶ〕

今もう遅いんですよ。終結しました。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第42号 那智勝浦町中学校給食費条例

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第42号那智勝浦町中学校給食費条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第42号について御説明いたします。

〔議案第42号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この条例は、中学校給食の開始に当たり給食費などの必要な事項について定めるものでございます。

資料として、条例施行規則案及び学校給食法等の抜粋を添付しております。添付資料も参照しながら御説明させていただきます。

第1条では、この条例の趣旨を定めております。

第2条では、用語の定義を定めております。

第2条第1号では、この条例における中学校を町内の中学校のうち色川中学校を除く宇久井、那智、下里の各中学校と定めるものでございます。色川中学校につきましては、色川小学校との共同で給食を実施済みでございましたので、このたび下里中学校との親子給食を実施する3つの中学校とするものです。

第2号では、学校給食の定義を、第3号は、学校給食費の定義をそれぞれ定めております。ここで引用しております学校給食法第3条、第11条につきましては、添付資料の3ページでございますので、こちらをごらんください。この中で第11条は、経費の負担について規定されており、第1項で学校設置者が負担する費用として、下に抜粋させていただいております学校給食法施行令第2条に定める学校給食に従事する職員の人件費及び施設設備に係る修繕費とされており、そして、法第11条第2項でそれ以外の経費は保護者の負担する学校給食費となるものでございます。

また、国からの通知によりまして、光熱水費につきましても学校設置者が負担することが望ましいとされており、保護者に御負担いただく経費は食材料費に相当する費用ということで考えてございます。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

第2条第4項では、保護者等について、第5項で、学校給食費負担者についての定義を定めております。

第4条では、学校給食費の徴収について、第5条では、学校給食費の納付期限などについて規則で定めることとしております。

恐れ入りますが、添付資料1ページをお願いいたします。

条例施行規則案でございます。

第4条で、学校給食費の額を、第5条第1項で、学校給食費は学校給食を実施した月ごとに納付するものと定めてございます。例年ですと、8月は夏休みにより学校給食は実施されませんので、1年のうち11カ月分を納めていただくこととなります。学校給食を実施する日数は年間約180日ございますので、先ほど御説明させていただきました保護者に御負担いただく食材料費を1回分300円として年間約5万5,000円と見積もり、納付いただく月数11カ月で除して一月5,000円としております。

また、第5条第2項及び第6条の規定により、納期限を給食実施月の翌月25日と定め、口座振替の方法により納付いただくこととしております。

第7条では、給食費の日割り計算について規定しております。

2ページをお願いいたします。

下の別表をお願いします。

給食費の額の表となっております。このうち牛乳アレルギーのある生徒が牛乳なしの給食を受けた場合は月額4,100円と定めてございます。

たびたび恐れ入ります、議案にお戻りください。

第6条では、学校給食費の減免について定めてございます。

第7条は、規則委任に関する条でございます。

附則としまして、この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により長期の休校措置を余儀なくされたことから、夏期休暇を短縮して授業を行う予定でございます。このような状況であることから、中学校給食の開始は2学期からと御報告させていただいておりましたが、一日も早く給食を開始するべく準備を行ってございます。下里中学校給食室の整備は今月末ごろに完成の予定であり、給食調理員につきましても新規採用を行い、研修を実施してまいります。具体的には、7月下旬の給食開始を目標としているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今の報告でありました7月末というふうに聞いたんですけど、もういつぐらいからっていうことははっきり言うことはできないですかね、給食開始日。よろしくお願ひします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 7月末ということになしに、7月下旬の開始を目標としておりますということで御説明させていただいております。施設整備が6月末に完成ということで、その後実際の厨房を利用した給食調理員の実際のそこでの調理であったりという研修を予定しております。7月13日の週からは実際に何食か給食を調理してということを始めますけれども、生徒に対する給食の提供というのはその翌週の7月20日の週ということで私たちは今のところ考

えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 今の質問は条例の制定についてのことで、中身のことはまた別のことになってくるんで、この条例をつくることについてのことなんで、細かいことに関してはこの中では質問は控えてください。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 1 点だけお伺いしたいんですけども、この学校給食の負担者、第 2 条の 5 の、その他の学校給食の提供を受ける者とあるんですが、これは先生方のことなのか、調理員さんのことなのか、そこらあたりかなと思うんですけど、そこらあたりお聞きしたいと思います。

それと、給食開始の時期なんですけども、いつごろ予定というふうな形でこの条例の中では直接指示するもんじゃないんですけども、何か小出しに出てくるんです。父兄の皆さんに一定の時点ではっきりと明示していただかないと、町民の方から聞こえてくるんです、いつごろ開始かなあみたいなのが。そこらあたり、ここでまた 7 月下旬うちゅうお話が出たんで、それだったらそれではっきりと父兄の方々に早くお知らせ、もう明確にいつからやるということを早く父兄の皆さんにお知らせしていただきたいと思います。それが 5 番議員さんの意見じゃないかと思うんですけども、つけ加えてお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

条例第 2 条第 5 号の学校給食費負担者のその他ですけども、これは教職員を想定しております。

そしてあと、給食の実施日について保護者への通知を早目にということで御意見いただきました。それにつきましても、学校が 6 月 1 日から開始されましたので、今後早期にお知らせするように取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第43号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,700万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,940万8,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22の町債まで、歳入合計で補正前の額103億2,240万1,000円に補正額で2億2,700万7,000円を追加し、計で105億4,940万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から款9教育費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業と過疎対策事業で補正前の限度額計13億5,450万9,000円に2,790万円を増額し、補正後の限度額を13億8,240万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ2億2,700万7,000円を増額をお願いしております。

6ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1億285万9,000円、地方債2,790万円、一般財源は9,624万8,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は9,624万8,000円の追加で、計で31億9,335万

9,000円とするものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額1億285万9,000円の増額につきましては、節7新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億285万9,000円を受け入れるものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたもので、国の第1次補正による臨時交付金でございます。

なお、今後国の第1次補正分に加えて、国の留保分に係る追加の配分、そして第2次補正予算における地方創生臨時交付金の拡充分などを交付されるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目7消防債、節区分1緊急防災・減災事業債650万円は、天満地区の津波避難タワー整備事業と体育文化会館外階段整備事業の財源として、目8教育債は、公民館整備事業において、節区分1過疎対策事業債1,420万円、節区分2緊急防災・減災事業債720万円の補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

恐れ入りますが、別添の資料のほうをごらん願います。A3判横のものでございます。

まず最初に、各科目で新型コロナウイルス感染症対策としての事業が出てまいりますので、その概略について報告させていただきます。

令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）関係資料（新型コロナ関係）としてございます。

今回本町が実施いたします、また実施している新型コロナウイルス感染症対策事業について一覧にしたものでございます。

上の網かけ部分の6つの事業につきましては、既に御承認をいただいた事業でございます。それ以外の部分について、今回補正予算をお願いするものでございます。

中ほど、令和2年6月議会の部分をごらん願います。

まず、総務課の避難所環境整備事業といたしまして、避難所の資機材の購入でございます。宿泊施設避難所対応支援事業といたしまして、ホテル等の宿泊施設を避難所として利用する事業でございます。

続きまして、3行目、福祉課の福祉作業所等支援事業は、障害者就労支援作業所へ布マスクの作成を委託し、そのマスクを生活困窮者世帯に優先的に配布する事業でございます。子育て世帯支援事業は、特定の子育て世帯への給付金を支給するものでございます。

続きまして、観光企画課関係で、緊急経済対策事業につきましては、7,000円のまちなか商品券の配布、事業継続支援事業は、持続化給付金、事業継続支援金の給付を受けた事業者に対し町が上乘せして支援するものでございます。観光事業者等支援事業につきましては、町内の宿泊施設で使用できるプレミアム宿泊券の販売、観光業関係従業員研修事業といたしまして、

コロナ感染症の影響で営業自粛している観光事業所等の従業員を対象に研修を実施するものでございます。

続きまして、消防関係で、消防関係資機材購入事業につきましては、感染症対策として感染防止服を購入するもの、教育委員会では、給食費無償化事業といたしまして、夏季休業中における開校時の学校給食費を支援するものでございます。

国民健康保険事業費特別会計では、傷病手当金事業として、国保加入者においてコロナ感染症による休暇の際十分な給与が支給されない場合に傷病手当金を支給するもの、那智勝浦町立温泉病院事業会計では、感染症患者等入院医療機関設備整備事業といたしまして、コロナ感染症対策として人工呼吸器、簡易陰圧装置等の更新整備を図るものとしてございます。

以上の12の事業を計画してございます。各事業の詳細につきましては、各担当課において説明させていただきます。

予算書9ページのほうにお戻り願います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、補正額557万円の減額につきましては、節2給料、節3職員手当等、節4共済費の減額で、議案第33号で御承認いただきました町長、副町長の給料の減額措置によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目6災害対策費で2,121万6,000円の増額をお願いしてございます。節10需用費185万円の増額につきましては、これからの梅雨、台風シーズンにかけて避難勧告等の発令が想定される中で、新型コロナウイルス感染症対策として消耗機材といたしまして避難所用資機材の購入をするものでございます。段ボール製のパーティション150区画分、ワンタッチ式のテント10張り、非接触式赤外線温度計22個ほか手指消毒液、マスク等を確保するものでございます。節11役務費で6万6,000円の増額につきましては、津波避難タワー建設に係る建築確認申請手数料でございます。節12委託料1,630万円の増額につきましては、宇久井里地区の津波避難タワー建設に係る家屋調査業務委託650万円、同じく監理業務委託50万円でございます。天満地区家屋調査業務委託、これは体育文化会館第3駐車場になりますが、津波避難タワー設計監理業務委託が250万円、体育文化会館への外階段設置のための地質調査委託で230万円、体育文化会館外階段設計監理業務委託で170万円をお願いしてございます。節18負担金、補助及び交付金300万円につきましては、防災活動支援事業協力金として町内のホテル等の宿泊施設の空き部屋を避難所として利用するもので、そのホテル等の利用料をお願いしてございます。避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、密接・密集を避けること、またホテル等の空き部屋を有効利用できるものとして、台風、大雨における避難準備情報等の発令時において希望される方は学校等の避難所ではなくホテル等を避難所として避難していただくものでございます。この事業に協力いただいたホテル等の中から各自が希望する宿泊施設に予約し避難してもらいもので、その宿泊料等の施設利用料を1人当たり5,000円として町が支払うものでございます。今回国から新型コロナウイルス感染症対策として避難所としてのホテル、旅館等の活用について速やかに検討するよう通知を受けており、今回の地方創生臨時交

付金を活用し事業を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節2給料90万円の減額、節3職員手当等20万3,000円の減額、節4共済費13万5,000円の減額につきましては、議案第33号で御承認いただきました教育長の給料の減額措置によるものでございます。

16ページからは、給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目5町民センター費、節10需用費、補正額43万4,000円の増額は、説明欄記載のとおり、町民センターにおける修繕料でございます。建築基準法第12条の規定に基づき、建築設備定期検査を実施いたしましたところ、非常用照明器具等の照明度等の改善の指摘を受け、町民センターを利用される方々の安全を確保するため、早期の改善が必要と鑑み、今回計上するものでございます。

目7障害者福祉費、補正額127万円は、障害者就労継続支援作業所に布マスクの制作を委託し、生活困窮の方々などに配布する事業でございます。作業所では、新型コロナウイルス感染症による観光客減少の影響を受け、土産物の箱入れ作業等の受注がなく、このままでは利用者に工賃を出すのが困難な状況であると聞いております。感染症の予防にはマスクが必要であり、町民の感染症予防と作業所での作業を新たに創出して、利用者の工賃支払いにつなげるため今回お願いするものでございます。マスクの制作を委託し、生活困窮者やひとり親世帯の方などに無料で配布する予定でございます。節11役務費7万円は、マスクを郵送する場合の郵送料でございます。節12委託料120万円は、マスク1枚当たり300円で約4,000枚の制作を委託するものでございます。

10ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額1,235万4,000円は、子育て世帯支援給付金として高校2年生、3年生及び大学生等の保護者の方を支援するものでございます。第1回臨時会の補正予算として計上いたしました令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金は、新高校1年生までの児童を対象として、対象児童1人当たり1万円を支給するものでございましたが、高校2年生、3年生は対象外でございました。そのため、この給付金の対象外であります高校2年生、3年生に対し町独自で1人当たり1万円を給付するものでございます。また、所得制限を設けず対象年齢を拡充することから、対象外でありました特例給付の方も今回の対象といたします。また、大学や専門学校などに通う子供さんを養育しています保護者の方に、対象者1人当たり3万円を給付いたします。本町から大学や専門学校への進学はほ

とんどが自宅を離れての進学でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で学生の方がアルバイトをできないなど、経済的に困難な状況の中、子供さんを支援している保護者の方の負担も大きくなっていることから、町在住の保護者の方に対象の子1人当たり3万円を支給するものでございます。節10需用費2万4,000円は、案内を通知する封筒印刷代でございます。節11役務費53万円は、案内や支払い通知の郵送代14万7,000円、及び口座振込手数料38万3,000円でございます。節18負担金、補助及び交付金1,180万円につきましては、子育て世帯支援給付金として町内在住の保護者の方に支給する給付金でございます。対象者数は、高校2年生、3年生など280名、大学や専門学校などに通う子300名を見込んでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費1億4,057万6,000円の増額をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、事業が2つございます。

まず、1つ目といたしまして、新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業補助金でございますが、コロナウイルスの影響により地元経済は大きな影響が出ており、その対策といたしまして町内で購買ができる町独自の商品券を町民1人当たり7,000円分配布し、町内の小規模商店等での飲食や買い物を促し、地元経済を活性化させる対策でございます。令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）において承認いただき、既に実施しております3,000円のまちなか商品券配布事業の2回目でございます。今回は7月1日現在で住民基本台帳に登録されている方を対象とし、8月初旬からの引きかえ開始を予定してございます。

次に、2つ目といたしまして、事業継続支援事業補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が50%以上ある事業者の事業継続支援といたしまして、町独自の支援金を一律10万円支給するものでございます。既に国が実施しております新型コロナウイルス感染症対策中小企業持続化給付金の給付を受けた事業者の方で町内に住所を有する方または町内に主たる事業所を有する事業者の方などを対象としてございます。この事業継続支援事業につきましては、6月22日から受け付けを開始する予定でございます。

予算について御説明申し上げます。

節10需用費18万4,000円につきましては、商品券に係る引きかえはがき及び封筒作成に係る費用でございます。節11役務費50万7,000円につきましては、説明欄記載の通信運搬費47万4,000円と事業継続支援事業補助金に係る振込手数料でございます。節12委託料88万5,000円につきましては、町内11カ所にある郵便局での商品券を交付していただくための委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金1億3,900万円につきましては、説明欄記載の2件分の事業に対する補助金でございます。上段がまちなか商品券事業に係る分で、商品券作成、換金等の事務を行っていただく南紀くろしお商工会に対する補助金でございます。1億900万円のうち1億500万円は商品券代金で、400万円につきましては商品券作成代金及び換金手数料等の費

用でございます。

下段は、事業継続支援事業に係るもので、1業者当たり10万円で300件分を見込み計上してございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款6 商工費、項2 観光費、目1 観光総務費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の地域おこし企業人派遣費用負担金として560万円をお願いしてございます。地域おこし企業人とは、総務省が実施しております地域おこし企業人交流プログラムを活用し、関東圏、東海圏、関西圏の3大都市圏に所在する民間企業の社員を町で受け入れ、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することで地方自治体と民間企業が協力して地方への人の流れを創出する取り組みを行うものでございます。

なお、この財源につきましては、特別交付税の算定対象となっております。

続きまして、目2 観光振興費1,720万円の増額補正をお願いするものでございます。観光事業者等支援事業でございますが、これは町民の方に町内の宿泊施設において使用できるプレミアム宿泊食事券8,000円分を3,000円で販売するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により多くの宿泊施設が営業を自粛または縮小しており、終息後もその影響はしばらく継続されるものと思われませんが、町外からの誘客が多く見込めない中、まずは町民の方に町内の宿泊施設を御利用していただくことで宿泊施設に対する支援につなげるとともに、町民の方には地元を目を向けて楽しんでいただき、地元のよさを深く知っていただく機会を提供するものでございます。2つ目といたしまして、観光関連施設従業員向け研修事業を実施するものでございます。ホテル等の従業員の方々に町の歴史や文化、食といったさまざまな町の観光資源を改めて学習していただく機会を設け、観光客へのおもてなしや町の魅力発信をしていただく一助とするものでございます。

予算について御説明申し上げます。

節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の上段、観光事業者等支援事業補助金1,700万円のうち、1,500万円につきましては5,000円のプレミアム分3,000組に係る経費で、200万円につきましては印刷費と振込手数料となっております。同じく説明欄記載の下段、観光関連従業員研修事業補助金20万円につきましては、研修を実施する際の講師謝礼等でございます。

観光企画関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、節区分10需用費167万1,000円につきましては、救急救助活動時における感染防止対策用に繰り返し使用可能な感染防止衣、署員31名分を整備するものでございます。資料といたしまして、整備予定のカタログを添付させていただいています。現在不織布のディスボタイプの感染防止衣を使用しています。汚染がひどい場合等を除

き、消毒、洗浄を行い繰り返し使用している現状でございます。今回整備を予定しています感染症防止衣は、洗濯が可能であり、繰り返し洗濯を行っても血液、ウイルス汚染に対してクラス6の安全性を保持します。また、防水性、透湿性にもすぐれ雨天時の活動や夏季における熱中症予防にもつながると考えています。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、補正額290万円は、節18負担金、補助及び交付金で給食費無償化事業補助金でございます。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令などにより5月末まで小・中学校の臨時休校を余儀なくされたことから、学習のおくれを取り戻すため夏季休暇を8月6日から8月19日までと短縮して授業を行う予定としてございます。また、新型コロナウイルス感染症による経済へのダメージも大きく、保護者の経済的負担を軽減するため、夏季休業の短縮による授業に必要な学校給食費について無償とするものでございます。夏季休業の短縮は約1カ月となることから、一月分の給食費1人当たり5,000円の580名分でございます。また、中学校給食につきましては、先ほど条例の説明でも御説明させていただきましたが、下里中学校給食室の整備工事が6月末に完成の見込みでございます。また、給食調理員につきましても新規採用を行い、中学校給食の開始に向け研修を実施し、7月下旬の給食開始予定としてございます。そのため、中学校給食につきましても、夏季休暇の短縮による授業日に給食を実施する予定であるため、夏季休暇短縮期間中の約一月分、1人当たり5,000円の293名分146万5,000円を免除し無償といたします。なお、中学校給食分につきましては、当初予算において給食材料費の予算措置ができておりますので、現行予算にて対応させていただきたいと考えております。

15ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目2公民館費、補正額3,059万4,000円は、天満公民館の建てかえに係る調査設計に係るものでございます。天満公民館は、那智村役場庁舎として昭和28年に建築されたもので、築後67年を経過し老朽化しております。また、クリーンセンターの使用期限に係る天満区との協定、覚書において、現建物を撤去し新施設を建設するものとされております。このことについて、3月定例会の新クリーンセンター建設調査特別委員会におきまして、公民館の代替えとして津波避難タワーの建設を天満区に打診しておりますと御報告させていただきましたが、その後の区との協議によりまして公民館の建てかえとしていくことで方針が決定されてございますので、御報告させていただきます。この地点の津波による想定浸水高は、南海トラフ巨大地震による津波の場合6メートルが予想されるため、屋上を津波避難場所とするため、鉄骨造3階建て、1、2階はホール、会議室など公民館として御利用いただき、3階は防災倉庫などとして活用、建物外部からも屋上に避難できるようにするため、外階段の設置等を考え

でございます。このたびお願いする予算につきましては、節11役務費で建築確認申請手数料と構造計算適合判定手数料で19万4,000円、節12委託料では説明欄記載の3件の業務委託で3,040万円でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時57分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 2点質問させていただきます。

11ページの新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業のまちなかの商品券、これ前回3,000円の商品券を発行して事業を行っている方からは非常に好評だったということで私も非常に評価したいと思うんですが、その反面一部、一部というんですか、お年寄りの方だとか町の中心部から遠いところの方からはなぜ現金ではなかったのかというような疑問の声が上がって、そういう声もたくさん聞くんですが、そういう声が町の耳には入ってないかということなんです。私自身は、この商品券というあくまでもこれは経済対策だということを明確にしてるっていうことは非常に評価したいが、それがどうも住民には伝わってない部分もあると。だから、何らかの生活支援だとか高齢者の福祉対策のような感じでとってる方もいて、何で、そういう方からは現金のほうがええっていう、だからその辺もって、今回7,000円でやる時にもう明確にしないとまた同じような不満があるのではないかということで、その辺をどう考えてるのか。

次のページの地域おこし企業人派遣費用負担のとこなんですが、これは総務省の地域おこし協力隊とちょっと類似してる事業なんですが、地域おこし協力隊でしたら自治体が自分で探さなあかんですね、人材を。この場合には、その人材は、例えば観光やったらこの会社のこういう人材っていうことでもう国のほうからある程度リストアップされたものが示されて、そこからうちの町がチョイスするのか、それとも自分で探さないといけないのかということと、具体的にどこの部署に配置、どういう分野の人を採用するっていう、あらかじめ目標、目的がもう決まってるのかっていうところ、2つお願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、町内には近所に使える商店が少ない地域もございます。これは十分承知しております。なぜ商品券かっていうことにつきましては、商品券を配布することで町なかの小規模商店での購買を促して地元経済を活性化させるということが大きな目的でございます。

す。今回につきましても、商品券を配布させていただいて町内で使用していただくことで町一丸となってこの大変な難局を乗り越えるという機運にもつなげたいというふうに思っております。ただ、その辺の町民への啓発というところでは不足している部分があったかと思しますので、回覧等を通してその辺の商品券配布の目的等もあわせてお伝えをできればなというふうに思っております。

あと、前回同様、移動販売車等の登録のほうも進めていきたいと思っておりますし、今回使用期限を年末12月までとさせていただくなど、使いやすい環境にも配慮したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、2点目の地域おこし企業人の関係でございます。

これどういった企業からという御質問ですが、国のほうでリストアップということはございませんで、町のほうでみずから先方の企業を探すということになります。御質問にありましたどういった会社のどういった業務をというところでございますけれども、今の予定でございますけれども、観光関連の事業者を予定しておりまして、観光に関する業務に従事いただく予定でございます。派遣される職員の民間企業で培われた人脈や知識、経験といったものを生かして観光客の誘客対策を中心に観光機構の業務全般に従事いただく予定としてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 大体わかりました。

地域おこし企業人のほうから先にやりますけど、多分観光かなと思ってたんですが、この企業人派遣される方は企業に席を置いたままこちら来られるんですね。だから、そういう観光の会社に席を置いてうちでまた観光の仕事をされるんですけど、そういうノウハウがあるっていうのは非常に結構なんですけど、それ例えばもう特定のそういう旅行会社だとかだと、何かうちのDMOに会社の意向が働くとちょっと都合がやっぱり、いろんな観光の関係があるんで、だからそういうのとは別個にその人のそういうスキルを生かしてもらおうような、特定の自分が所属してる会社の意向が強くなるといういろいろライバル会社とかもありますよね、その辺をちょっと心配するんですけど、そういうものがないようにお願いしたいということです。

そして、まちなかの商品券ですが、その辺対象となる店ももっとふやすように、例えば喫茶店なんかほとんど入ってないですね、だからそういうところからは、うちは入ってないんですよっていうような不満の声も聞かれて、それ等もふやす努力もしていただくことと、だからその趣旨をわかっていただくことに一つの商品券のネーミング、例えばこれ私提案ですけど、ついまちなか商品券なんですけど、一言まちなか応援商品券とかっていう何かネーミングで工夫するとその事業の意味がよくわかるんじゃないかと思うんで、何かもうその印刷の手間が間に合わないかもしれんけど、今後やるときは一言そういう言葉を入れたら、どういう商品券かっていう。だから、今度宿泊券もありますので、その辺も名前を何か名称、愛称をつけていただいて利用しやすくなる、趣旨がわかるような、例えば那智勝浦町再発見旅行券とか、ちょっとかたいですけど、何かホテル、旅館を応援したくなるようなネーミング、それで一つでも違う

と思いますので、そんな工夫もしていただけたらと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 議員の意見を参考にできるだけ制度の趣旨を住民の方に理解していただくような対策を考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 10番中岩君。

○10番（中岩和子君） 2点お尋ねをいたします。

先ほども出てましたけど、宿泊券、8,000円を3,000円で買って、それは期限がいつまで使えるとか、そういうふうなことはもう決まってるのでしょうか。

それと、災害のときに宿泊施設避難所対応支援事業なんですけど、これ5,000円町のほうから業者のほうへ、旅館のほうへ払ってくださるということで、避難した方は無料なんですよね。実は今まで避難のときに区から区と旅館とがいろいろお約束をしまして3,000円で泊めていただいていたんですよ、避難するときに、うちの地域なんかはいつも避難指示が出たり避難が出ますんで。そのときに区長さんの印鑑が要って、その印鑑を持ってもらうたのを連絡をするところで3,000円で泊めていただいたということがあったんですけど、今度は5,000円になると無料なので、つい行って電話かけて行きますという程度で何もなしに町内どなたでもそこへ泊めていただけるのかどうかと、何か手続が要るのかどうかと。

それで、そのときに行ったときに3,000円で今まで泊まっていたのが、食事がないのでそれぞれに食事を持っていったりしてたんです、急なことなので、だけどこの8,000円の券を事前に買っておけばその券を使って避難したときに食事をとれるかどうか、そうしたらもうお弁当もつくらんといけますんで、だけどその8,000円の宿泊券なのでそこらの兼ね合いはどんなものなのか、使えるのかどうか、旅館行ったときに、避難したときに、そこら辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

〔「セットで使えたほうがええわ」と呼ぶ者あり〕

そう。

〔「何の問題もない」と呼ぶ者あり〕

セットやけど、宿泊とね、宿泊は町の方がありますから。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

13ページにおけます款8消防費、目6災害対策費の中で負担金、補助及び交付金で宿泊施設避難所対応支援事業協力金ということでの御質問のほうで答えさせていただきます。

まず、こちらのほうなんですけど、議員さんおっしゃいますとおり、3,000円で区で事業をやっているよってというようなことは私どもも承知してございます。今回ホテル、旅館、ビジネスホテル等と協定を結びまして5,000円で避難所としてお部屋を借りるような形の契約となっております。

このやり方といたしましては、まず避難準備情報とか発令されました時点で個人様のほうでその対象ホテル等に御連絡いただく、電話なりで御連絡いただいて御予約いただくというよう

な仕組みを考えてございます。ですから、当然ホテルサイドにおきましても受け入れ人数等は
その時点で変更と申しますか、限度は変わってくると思いますが、あくまでホテルが宿泊を受
け入れる範囲で予約をとるといような形で進めさせていただく予定でございます。

あと、プレミアム宿泊券との御質問でございましたが、プレミアム宿泊券と併用というこ
はできないということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 先ほどプレミアム宿泊券の利用期限について御質問があったか
と思います。宿泊券の利用期限でございますけども、令和2年7月1日から令和2年12月31日
までを予定してございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 10番中岩君。

○10番（中岩和子君） それでは、災害のときの避難としてするような、今までみたいに区長さ
んに言ったりとかいرونなことなくて自分で個人で勝手にすればよろしいということですね。
ほいで、向こうが受け入れで、今までもそうだったんですけど、向こうがいっぱいだったら受
け入れできなかったんが何件かありまして、電話してたんですけど、受け入れてくださればも
う入り口で避難できましたということについて無料でよろしいんですか。一旦払ってまたここ
でいただくとか、そういうことじゃなくて。お願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 避難していただく際には、お金等は必要としてございませぬ。あくま
で宿帳みたいな形で御記入いただくことになると思いますので、それでホテルサイドは那智勝
浦町民であることを確認した上で、それを追って請求書、その名簿とともに町のほうに御請求
いただくというような形を考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 私も2点ほどお伺いします。

先ほど10番議員の質問にも触れましたけども、今町長諸報告の中でも、これがもし本日可決
となったら、旅館、宿泊施設等に受け入れてもらうか協議するというところでありますんで、
100%これ全部が全部っていうことはないと僕は思うんですよ。それがそういった形で流れ
てしまうとどこでもそうやろうなと思うんで、もしそういった箇所が、今言った了解を得た
箇所があれば町民の皆様方に知らせてあげていただきたいと思います。ですから、うち旅館
10件と民宿と宿泊施設があるんですけども、その辺は十分住民の知識の中でいかなあかと。

それと、今個人が旅館へ、ホテルへ申し込んだり宿泊施設へ申し込んでやるということであ
りますけども、これから台風時期の、この前1号出ましたけど、9月秋口までの台風時期で非
常に暑い時期であります。そういった中で、もし個人が申し込んで土曜日、日曜日の場合だ
ったら宿泊客が多いんで、恐らく受けてもらえない、借りれん場合は今度は避難所へ行かなあか

ん、そういったこともありますんで、十分そこら辺を再度検討していただいて、なるべくここはいけますよということで町民の方にお知らせしてあげていただきたいと思います。

その点について、同じく13ページの災害対策費の中の需用費の185万円、これ総務課長、先ほどの説明の中では避難所に関する資機材をそろえるための購入費やということで何点かして、体温計とかいろんなことを言っていましたけども、これうち避難施設ほぼというんですか、避難所は中学校、小学校の体育館が多いですわね。そういった中で、以前から私も言われたことあるんですけど、体育館の中では非常に、台風でしたらもう皆戸も閉めて密の状態になってくると思うんですよ。この間も新聞見てたら、新宮市のほうもやはり体育館やったら暑い、密になってくるし暑いし、クーラーもない。そういった中で教室のクーラーのきいたところへ避難させたらどうなというような形もありますんで、そこで体調を崩されたり何かされたら、また今の時期ですんで、何らかの形でその密を避けるべくするというので、自主防とも協議しながら、例えば宇久井でしたら宇久井の区民会館ありますよね、あそこはクーラーついてあるとか、そういった中で幾つか同じような高さのところで考えられるところあったら、そういったことも踏まえた中で熱中症対策、またコロナの罹患者をまた出さないような密の場をつくらないような対応、そういったものを考えていただきたいと思います。

それから、15ページの公民館費の中の委託料、天満の公民館のこれ全部委託料やと思いますけども、結局調査費、設計料で3,000万円近く非常に大きな金を使うていきますわね。これちょっと聞きたいんですけど、この地質調査とか設計委託する中で頭の中ではどんなものをやるんか、S造なのか、RC構造なのか、S構造なのか、そこら辺も頭に入っているんか、今現在で。鉄骨造なんか、コンクリート造なんか、頭に入れた中で進めておるんか、何もなしで今地質調査やって今後決めるよというんか、そこら辺が聞きたいと思います。

もしそれがわかっておれば、これそこら辺の工事の概要の中で工事概要として頭の中ではどれぐらいの費用のほうもかかってくるのか。大きな天満の法務局のときなんかでも結構な費用がかかっていますんで、それがありますんで、その辺を教えてくださいたいのと、この公民館費で取っておって、これ公民館という名称があるわけですよ。これ公民館とする用途、これ公民館とせなあかんのかなというのがあるんですよ。ほかの用途で避難施設3階に持っていくという、あれ下の建物を公民館としての名称にすると、今うちの、全国でもそうだけど、福祉のまちづくり条例で大きな費用が重なってくる可能性があるんで、これが公民館として再度やり直すんか、ほかの名称の中でもっと安くできるような方法がないんか、その辺をお伺いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

宿泊施設避難所対応支援事業協力金の関係でございます。

まず、議員おっしゃいますとおり、キャパが決まっております部分でございますので、当然ホテル連絡したんだけども行けなくて避難所へ行かなければいけないというようなケースも想定されます。この辺につきましては、極力この事業に協力していただける旅館、ホテル等、

なるべくより協力をいただけるよう働きかけるように努めていきたいというふうにご考えてございます。

また、住民の方々におきましても、どのホテルが行けない、行ける、どこへ避難することが可能であるというようなことは周知に努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

それと、需用費で消耗品費185万円頂戴してございます。このあたりにつきましては、今回コロナ感染症対策といたしまして資機材を購入させていただくところでございます。まず、間仕切りということでパーティション、それからあと来た方々に体温はかってもらうということで非接触式の赤外線体温計、そのようなものを買うようなことで、あとマスク、コロナ対策としてあくまで密を可能な限り防ぐということで対応するような形での資機材を購入させていただくものでございます。

時期的に、確かに議員おっしゃいますとおり、暑いとか、そんな関係で熱中症の対策、それから当然コロナ対策等を考えていかなければなりません。それで、避難所サイドの協力を得てクーラーのあるようなところを、できるだけそのようなところに配置できるよう働きかけてまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 公民館費の件でのお尋ねでございます。

まず、つくりということでお尋ねですが、クリーンセンターの期限協定の覚書のほうに書かれております文言で申し上げますと、鉄骨造で2階建て、構造延べ床面積320平米程度とし、屋上は周辺住民のため津波避難場所として確保するものとするというふうに記載がございます。これからいきますと、鉄骨造ということでご考えております。ただ、2階建てということになりますと、想定津波の浸水域が2階建てでは高さが不十分であるため、3階建てを検討しておるところでございます。

それとあと、公民館としてのほかの建物でということでご考えられないかということでしたけれども、これはこの覚書の中で町公民館天満分館の新築工事ということに記載がございます。原則としては公民館の新築ということになってこようかと思いますが、先ほど議案の説明で御説明させていただきましたとおり、当初は津波避難タワーということも区のほうへは打診させていただきました。ただ、その後協議の中で公民館の建てかえということになった次第でございます。

それからあと、費用ですが、近年建築しました天満の法務局跡の倉庫の建築費用でございます。これは約1億2,400万円ということでごございました。延べ床面積が約300平米ということでございます。これに内装をつけていく必要があるというふうにご考えてございまして、総額でいくと、設計をしてみないとちゃんとした設計額というのは出てこないんですけども、概算で考えておりますのは2億円弱ぐらいになるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今その防災対策費の中でありますけど、今パーティションとかマスク、体温計って言ってます。これ非常に台風とか避難するというたら警報出たり何かのときに出来ますわね。そのときにその場へ来て体温計はかって、もし37.5度以上あったらこれ帰宅さすんですか。

これも広報の中でもう一つしては、避難する場合は自宅で体温はかってくださいよ、まずはって、ならそういった熱のある方は、言うたら控えて自宅の高いところへ逃げてくださいますか、いろんな方法を考えなかったら、その場まで来て、避難してきて体温はかった、熱あるさかいあなたは入れませんっていうようなことのないような形で、あってもほしたらこっちのほうで別室で隔離するような形とるんか、そこら辺も十分考えた中で対応していただきたいと思えます。

それから、公民館の関係なんですけど、僕もその覚書の内容は読んでます。見てます。公民館の建てかえというのほうたってます。しかし、それは今現在の公民館があるからあの場所へ公民館の建てかえをということで覚書でやってあると僕は理解してるんですよ。ですから、それを、言うたら、費用をなるべく下げるためにもその公民館活動をするがための公民館というんやなしに、同じ活動をするにしてもその公民館という名称がもう再度同じような形で覚書にしてあるから公民館やよっていうんではなしに、天満区と期限協定の中で話し合いした中で、最終的にこれは公民館やったら大きなトイレとか車椅子の問題とかいろいろあるんでもっと簡単な施設としてやらせてもらえんか、いろいろ話したら話はなるんかなとは理解するんですけども、そこら辺の何か覚書にあるからこうやよって、そら理由はわかるんですけど、そこら辺はやっぱり天満区と十分協議してやるべきではないかと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 避難所の関係でございます。

今考えております分につきましては、施設の広さもございますが、もしこちらに来て熱があるようでしたら、施設サイドが許す限り別に隔離したいというふうなことは考えてございます。

しかしながら、議員おっしゃいますとおり、事前に熱をはかっていただけるということであれば、一番それについてはありがたいことでございますので、今回避難と、それからコロナ対策あわせて実施しなければならぬことでございますので、事前に啓発等努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 今現在施設の内容として考えておりますのが、1階がホール、そして多目的トイレ、そして給湯室、2階は会議室、3階が防災倉庫等ということで考えてございます。今後設計していく中で、また地元区の意見も参考にしながら、また予算のこともございますので、いろいろと相談させてやっていきたいとは考えておりますので、どうぞよろしくお願

いたします。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 最後に、お願いだけしときます。

この公民館のことについては、十分天満区と協議した中で、期限協定がまだもう切れる中でまたクリーンセンター建設せなあかん、延ばしてもらわなあかん、そういった中では町の対応を誠心誠意見せて、天満区との理解の上での、今の時期ですんで、そういう話し合いを持つのも難しいですけども、早急な期限協定の締結をお願いします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議員御指摘のありましたこと、十分注意して今後進めさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） それでは、さっき続いてこの公民館のやつ、続けましょう。続いて、先行かせていただきます。

これ公民館費として使うのであれば、過疎債、緊防債とかそんな有利な財源使えるのか。それだけ1点と。

ほんで次に、この宿泊施設の避難対応の支援事業なんですけど、これ説明のときに避難指示が出たら行ってくれたらええっていうことなんですけど、ただこれ予算として、もう台風シーズンですよ、もういち早く進めたってほしいんですけど、予算が通ればいつぐらいの時期にもうこれ執行できるのか。

ほんで、そのときに、ほかの議員も言われるけど、加盟してくれたっていうか、使える施設をはっきりと間違いのないように町民にわかるようにしていただきたい。

これは、当然次に質問したい緊急経済対策事業の7,000円のまちなか商品券なんですけど、このときにも加盟店が後から締め切った後で応募があったじゃないですか。ほいで、それが後からあったもんで、当然後からあったもんも受け入れるっていうのは当然いたし方ないことで受け入れたらええんですけど、それが一番最初のほうに出た郵便局へ置かれとったパンフレットのような中には載ってなかったですよ。それで後から利用者から確実な資料をくれと、後から普通ここへ載ってないお店でも使えたやないかというのはありましたから、ほんで確実な、本当今度出すときにまた新たなパンフレットみたいなやつを出すと思うんですけど、それ1点確認と。

ほんで、私の周りでは、商品券より現金のほうがありがたいっていう声が多数やったんですけど、それが本当に執行部、当局側にはそういう声はなかったのか、確認したい。

ほんで、もう一点気になったのは、地域おこし企業人派遣のやつなんですけど、これ今の那智勝浦観光機構っていうところで観光をメインにされるということなんですけど、今これ外国向けのインバウンドを期待することはもう当然今の状況の中難しいと思うんですけど、ほんならこれ国内向けに、今まだまだ自粛ムードなんですけど、このままやったら経済っていうのは回っていかんもんで、もう思い切った施策を本町として打つ、国内にずっと思い切ったアピール

をするためにこの人を受け入れたいという、そういう思いからなのか、お聞かせください。何も自粛してしもうたらこの人来てもらうてももったいないですから、町の今後の方針、それをお聞かせ願いたい。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 公民館の建てかえに係る財源の関係でございますが、今現在考えておりますのが、1、2階が公民館として御利用いただき、3階につきましては防災倉庫、そして屋上は津波の避難場所ということで考えてございます。公民館については、過疎債の適債ということでございます。3階部分については、緊急防災・減災事業債ということで考えてございますが、これを適用するには年度内の契約が必要ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答え申し上げます。

宿泊施設避難所対応支援事業協力金でございます。こちらについての実施時期でございます。これから雨が降るシーズンになってまいりますので、議員おっしゃいますとおり、できるだけ早く進めてまいりたいというふうに考えてございます。今議会、本日この予算について議決を頂戴いたしましたならば、早速各施設との協定等を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、使える施設をきちっとはっきりとわかるようにということでございます。この辺につきましては、広報紙もしくは何らかの回覧、それからインターネットなり、できるだけ多くの媒体を通して伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） まず、1点目のまちなか商品券の加盟店の一覧表でございます。

議員御指摘のとおり、前回商品券引きかえ時にお配りした登録店の一覧表については、その後追加で加盟店がふえまして、このふえたお店については商工会のホームページ等で公開はいたしましたけれども、当初お配りした一覧表には追加することができておりませんので、今回お配りする一覧表につきましては事前に商工会等とも十分連携をして、できるだけ皆さんにわかりやすい一覧表となるように努めていきたいというふうに思います。

次に、2点目の商品券ではなくて現金でという希望が届いていないかということでございますけれども、我々のほうにはそういった声というのは今のところ届いておりません。

3点目、地域おこし企業人の関係でございます。議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が終息すれば全国的に旅行需要というのがふえることが予想されております。国のほうでは、Go Toキャンペーンというのも予定されております。御指摘のとおり、地域間での競争というのが激しくなると思います。今回派遣いただく職員には、観光客誘致全般について本町がほかの地域に負けないような、そういった企画ができるよう業務をしていきたいとして行っていただきたいというふうに思っておりますので、御理解よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 最初の公民館のやつ、緊防債、ほんで過疎債、1階、2階は過疎債になるんかな、ほんで上、緊防債かというの、ほんで総額で2億円前後ぐらいの建物になるということなんやけど、ほんならこれ緊防債と過疎債で大体総工事のこれ何%ぐらい、どれぐらいが使えるんか。ほんで、それ以外真水でせなあかんの、ほんじゃから緊防債と過疎債含めてどれぐらい期待できるんかなっていうのを、想定してある程度やるんやと思うんやけど、それ聞かせていただきたい。

ほんで次に、宿泊場所を避難所に開放していただくの、これいつごろ、できるだけ早くっていうのはわかるんですけど、そらできるだけ早くしていただきたい。ただ、いつごろできるんかっていう、今6月か、議会終わってすぐ出て6月の末までにはこの協定を結べるよとか、そういうのを目標でも構わん、聞かせていただきたい。なるべく早くっていうのはもうわかるんですよ。目標をなるべく、住民も期待してると思いますよ。

ほんでもう一つ、済いません、忘れまして。商品券。

〔「現金は」と呼ぶ者あり〕

それはあれやろう、当局には現金のほうがええよっていう声は全然聞こえてなかったっていうことやろう。わかりました。僕の周りは十分聞こえてあったんですけどね。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 起債の充当に関する御質問でございます。

過疎対策事業債と、それから緊急防災・減災事業債につきましては、できれば全額充当したいというふうに考えておりますが、これは全体の地方債計画の中での配分っていうものがございますので、全てが充当されるという保証は今のところはありません。ただ、申請については、全額充当ということでさせていただきたいというふうに考えております。

交付税措置ですが、過疎債につきましても、緊急防災・減災事業債につきましても70%というふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 宿泊施設避難所対応支援事業協力金の件でございます。議員の御質問でいつごろからというようなことでございます。もうできるだけ早くということ意識してやっているとございます。まず、この議決頂戴いたしまして、先ほど申しましたが、まず協定を結んで、そして進めていきたいというふうに考えてございます。まず、6月末の目標ということで、当然6月末と言わずできるだけ早く進めていきたいというふうには、目標を持って意識してやっていきたいというふうには考えてございます。

協定について、当然今現在ももうオーケーだよっていうようなお声を聞いている施設も幾つかございます。そんな点はあるんですけども、住民の皆様にお知らせするのにあわせて足並みをそろえた上で広報する必要もあるのかなというふうなことを考えてございます。

あと、その広報の時期、その辺をクリアできれば当然6月末までということはクリアできるもんであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 3階が緊防債、ほんで1階、2階が過疎債っていうような、ほんで過疎債は70%って。ほんなら、じゃからそれやったら過疎債と緊防債とひっくるめて、この2億円のうちの1億7,000万円ぐらいは緊防債と過疎債でできる。ほんで、真水で3,000万円ぐらいになるんかよ。この真水でどれぐらい町負担があるんかっていうのを計算できんかな。それがわかればある程度、目標でも構わんで。こんなもん、あくまでも向こうが認めてくれなんだからなかなか難しい面もあるんやから。

〔「7割が」と呼ぶ者あり〕

じゃあほんで、過疎債の7割、緊防債は10の10やろう。あれは2億円の上が、上で5,000万円か。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 交付税ですが、交付税措置につきましては、過疎対策事業につきましても緊急防災対策事業につきましても70%ということでございます。

先ほど申し上げたんですけども、満額これが充当されるかどうかというのは県の全体の地方債計画の中で割り当てがありますので、仮にですけども、仮に全額充当されたと仮定して、2億円の30%が一般財源っていう形になってきます。ですので、6,000万円ということになります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 何点かお聞きします。

新型コロナに対する商品券、物すごい好評で町なかでもええお話を聞かせていただきました、いろいろ。その中でちょっと気になるところがあって、やっぱり地方のほうでは使える店がないっていう、こういう、1点目は加盟店を募集しやるのは、これ商工会に委託されてあるんか、観光企画課が使えるようなお店になってくださいってしやるのかが1点と。

この商品券に関して、どうしても多く使われてる商店の方は換金が月に2回なんで週に1回ぐらいあればいいなというお話を聞かせていただいたこともあるんですけど、その辺いかがなところと。

先ほど3番議員さんも言われてた地域おこし企業人の件ですが、この件でこれは形は観光企画課の職員さんになって、それから機構のほうに派遣されるんかなあというのと、3点目は、宿泊施設の避難所対応事業なんですけど、これ避難勧告が出たとか避難指示が出たとか、そういう線引きはどのようにするんか。例えば大きな台風の場合やったら全町避難指示とかという場合はどういう対応をとるのか。本当に避難せんならあかん人が避難できん状態になった

り、例えば避難指示が出てる地区じゃなくても家が老朽化してあるから危険やから避難したいっていう人の対応、その辺の線引きをどうするかというのを1点と。

ほいで、公民館の件なんですけど、これは建物3階建てで屋上避難できるところっていうことで、多分緊防債の中では最低避難できる建物の防災面の部分だけが緊防債で、あとは過疎債で充当されるんやと思うんですけど、これ天満区との協定書、覚書で書庫兼倉庫と、これの建てかえ出てるんですけど、この覚書の中でどのくらいまだ、これでもう大きな事業は終わりなんか。覚書で天満区さんとの事業でどのくらいお金使ってるのかなあというのも気になってあるんで、その辺お願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えします。

まず1点目、まちなか商品券の使用できるお店の募集についてですけども、これにつきましては前回同様、商工会の協力も得ながら募集に努めたいというふうに考えております。先ほどから御指摘あるように、できるだけ多くの商店に登録をいただけるように、町としましても広報を工夫するなど行っていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう一点、換金でございます。議員御指摘のとおり、現在月2回の換金というふうになってございます。この業務については、商工会のほうに委託しております。商工会のほうも、現在新型コロナウイルスの関係で非常に業務が錯綜してございます。これから商工会のほうにも相談をしまして、可能であればふやすということも考えたいとは思いますが、現在協議の中では2回というのが限度というふうに現在のところは伺っております。

次、2点目、企業人についてでございます。

議員おっしゃるとおり、町の職員として派遣をいただいて町から出向という形で那智勝浦観光機構のほうに派遣をすると、そういった流れでございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 宿泊施設避難所対応支援事業協力金についてお答えいたします。

こちらについての線引きというような御質問でございました。まず、避難準備情報等が発令された場合にこの事業の対象としてございます。当然発令地域の住民の方を対象としてございます。ですから、台風等によりまして避難準備情報等が発令されましたら、その対象地域のそれぞれの方がホテル等を予約できるものとしてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 公民館のほうについては、予算とちょっと離れるところもあるので、次の機会をお願いいたします。

2番東君。

○2番（東 信介君） 宿泊施設の避難支援金の部分で、それは出たエリアだけ、町内全域の場合やったらもう全員なんですけど、よく僕ら地元区でも家が古いから避難したいけど、区民会館あけてほしいよという声があるんですよね。その辺をどのように酌めるのかなあと思ってちょ

っとお聞きさせていただいたんですけど、その線引きでもう出たエリアだけっていうんやったらそうなのかもわかりんですけど。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 台風等よくありますと町内全域避難準備情報が発令されます。そのような場合は当然那智勝浦町内全域の方を対象とした事業でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） その指定エリアになってなくても、家が古いから避難したいんやよって朝日の区民会館あけてほしいよとかという、そのエリアじゃない人でも……

〔「全域」と呼ぶ者あり〕

全域じゃないときね、那智川だけのときとか、台風が来て那智川だけとかというときに何回か僕そういう話を聞くんですよ。だけど、朝日の区民会館は台風では無理ですよっていうてほかのとこへ避難してくださいっていうことでお断りさせてもらったんやけど、そういう場合どうするのかなというのを。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 台風の場合ですと、ほとんど那智勝浦町全域が対象地域になっているかと存じますが、仮に万が一一部の地域が避難準備情報が発令された場合ですと、あくまでその地域を対象としてこの事業を実施するものでございます。

以上でございます。

〔7番引地稔治君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

○議長（荒尾典男君） はい。

○7番（引地稔治君） ちょっと確認なんですけど、これ僕のさっき聞き間違いやったんかもわかりんですけど、この準備情報が僕の場合は避難指示の出たときからそれはホテル行けるって聞いたんですけど、もう避難準備情報の段階から構わんのんですか。

そうなん、指示が出たの、避難準備情報のときでもうええんですね。わかりました。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 9ページと16ページに報酬の減額、町長と副町長で給与費で493万円ですか、減額、そのような効果があるってということで、報酬の減額については町長さんのお考えですので、基本的に異議はないんですけども、町の財政の状況を考えるのであれば、それよりも先にすることがあるんじゃないかと思います。本町の町長職の報酬っていうのは、白浜とか串本よりも高いんです。これまでの町長さんは中村町長のときから自分の任期中について財政の健全化を図っているという立場からみずからもう減額をされてたんです。まずは、この報酬等の審議会に今の報酬どんなんかっていうのをかけてから、そのことも検討されてからこの話したほうがよかったのかなあっていう気がするんです。今回コロナウイルスの関係で減額ということなんですけども、ほかの市町村との関係も今後出てくると思うんです。このことについて、首長さん同士で意見交換等はなかったのかどうか。

それから、側近の方々、このことについて何も町長に言わなかったのかどうか、副町長にそのあたりはお伺いしたいと思います。

それと、同じく12ページに地方創生の臨時交付金、これ全額入った分、まちなか商品券として配られることになってるんです。もう3,000円のときも非常にありがたいという意見を聞いたんですけども、同時にこれからの世代の借金にならんようにというふうな、ちょっと財政のわかってる方なんですけど、そういう方もございました。観光事業の支援補助金なんか、プレミアムの宿泊券、これはもう基本的に私もいいなあ、この事業を応援したいなあと思うんですけども、既にこの補正予算で当初の後にすぐ補正したのが9,000万円ぐらいの大型の補正やってますし、これを町単独事業でこの地方創生の交付金を活用したもんならわかるんですけども、次々と新たな事業化を予算していく中で十分これ消化できるのかなと。これから自粛モードもある中でどんなんかなあ、これはまあ町内での喚起という面もあるんですが、この観光関連の事業幾つかあるんですが、消化できるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、この3,000円の歳入、これどこへ入るのかなあ。歳出の予算をつけてるんですけども、歳入はどこ、これどうするのかなあって思うんですけども、そのあたりお伺いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、予算書9ページにございます総務費の中の一般管理費、こちらで町長、副町長の給料について減額してございます。まず、この中で議員の御質問の中で報酬審議会等というお話がございました。まずは、今回の場合は本来あるべき額をあくまで臨時的な措置として減額するものでございます。あくまで一時的な減額を行うものでございますので、審議会におきましては、那智勝浦町の町長職の給料とは本来どうあるべきかというところを職務に応じた妥当性のある給料を審査するものというふうな理解してございまして、あくまで臨時的なものであったので報酬審議会等は開いていないということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 御質問のありました観光関係の事業がたくさん上程されており、当初の補正の分もございますが、消化できるのかというお話でございます。確かに当初補正で御承認いただいた誘客キャンペーンであるとか、今回のプレミアム宿泊券等、観光関連の事業がたくさんございます。これは町にとりましては観光産業は基幹産業でございますので、そのあたり重点的な支援ということで計上させていただいております。我々できるだけそういった商品券であったり誘客のクーポン等が売れ残らないように、積極的に販売PRをしていきたいというふうに考えてございます。

それからもう一点、財源の関係の御質問があったかと思えます。新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の関係でございます。私の説明の中でも交付金を活用してというふうに説明申し上げました。この意図は、今回国の1次補正による臨時交付金もそうですけども、国

のほうで審議されております2次補正、こういった分の地方への支援といったものも想定した上の事業計上でございます。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。

3,000円の歳入でございますけども、この事業を観光機構のほうに委託して行いますので、観光機構のほうで歳入の手続いただくということになります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 失礼いたしました。

先ほど観光企画課長申しましたとおり、国のほうで第2次補正予算組まれてございます。今回予算組みといたしましては、取り急ぎ留保資金、留保財源を利用してございますが、今後出される国の第2次補正分における交付金等を利用していく予定としてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 町長の給料の減額に関して副町長と、私と十分協議したのかという質問でございました。当然十分協議はしております。この件に関しましては、町長が3月の定例会のときの追加議案のころからこういうような考えを持ってたのかなあっていう私の考えでは思いません。町長は自分の足で、また目で見ながら町が大変疲弊してるっていう本当に純粹なところからこの給与の減額っていうところを多分思いついたっていうか、そういう意思で自分自身でやったところなんです。私もその話を聞きながら町長と共感するところがございましたし、当然私も町なが大変疲弊してるっていうところもありましたけれども、私のできる範囲の中で町長に協力したいということで、こういうふうな条例を出させていただきました。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 他市町村との話し合いはしてますかね。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 私の給与の減額の関係の条例でございます。

ほかの市町村長さんとは、この件に関しては特に協議はしてございません。いろんな広域の事業につきましては、いろんな形で、いろんなところで相談しますが、今回に関しましては新型コロナに係る経済的なダメージっていうのはそれぞれ市町村によって大変違います、全然違います。そういう意味では、那智勝浦町っていうのはこの地域の中でも一番大変な打撃を受けた町やと思っておりますので、そういう意味で3月ぐらい、3月ぐらいっていうか、3月ぐらいからもう絶対そういう私自身が身を切るようなことをしなくてはいけないっていうような思いがございましたので、その辺はほかの市町村長さんはどう考えるかどうかわかりませんが、そういうことは特に相談はしてございませんでした。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 観光事業の関係ですけども、2次補正の臨時交付金、創生の交付金もある

ということで、そちらのほうも活用したいということなんですけども、できるだけ今回のこの補正の内容をみますと、交付税ももう大変な状態なんですね。もう留保財源もまるっきりないし、こういう予算書を私見たことないですね、6月の時点でね。これちょっと財源考えないと、税収も今後不確かなところもありますので、第2次補正もあるということなんですけど、いろんなことを考えてやらないと大変なことになるんじゃないか、予算執行もそうなんですけど。

観光関連に関しましても、もう適正な執行のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、副町長にお伺ひしたかったのは、以前から那智勝浦町の町長の報酬なんですけども、那智勝浦町にふさわしい報酬であるべきだという考え方もあって、今の金額が定められている、報酬審議会で定められている。ただ、それを財政健全化、今回でも予算が緊迫してるといふことでやらなければならないということだったんですけども、これコロナじゃなしに、まず最初に町長にこのことを進言しておくべきではなかったんでしょうか。これ歴代町長がずっと……。

○議長（荒尾典男君） 済いません、今これは予算の話なんで、できたら一般質問とかしていただいたほうが。

○1番（城本和男君） これ予算の財源の話なんで、これまず予算をここでコロナの関係で493万円減額してるっていうのであれば、そもそもそれより先に財政の健全化をもう少しこの状況から考えて副町長は進言すべきじゃなかったんでしょうか。その点だけもう一回お願いします。

○議長（荒尾典男君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 財政のことなんですけれども、町長に報酬のっていうようなことを進言してなかったかというところから、そういうことはやっておりません。町長は、今回の減額に関してはコロナの影響で町が疲弊しているところから、これは大変なことだっていう、町民に寄り添いたいっていうところから本人が減額するっていうところの町長の意味だったと思います。私もそれに同感させていただいたので、私のできる範囲で町長に協力していきたいっていうところで、できる範囲で今回条例改正っていうことをさせていただきました。

今回の財源につきましてなんですけれども、当然議員おっしゃるとおり、今回当初予算で30億円っていうところを交付税入れております。また、繰越金、繰入金もかなり入れてる中で、もう厳しいっていうところは当然わかってございます。その上に今回のコロナっていうところで追加議案で1億円弱、それから今回もまた7,000万円ぐらいでしたかね、一般財源を入れております。こういうことで財政のほうにも交付税の見込みとか、今後の留保財源等を確認させていただいて、今回、あと国の2次補正ですか、2兆円も入ってくる、2兆円規模っていうところの、私どもへは単純に2億円入ってくるかどうかはわかりませんが、1億円何ぼっていうところが入ってくるのではないかなあっていう見込みもございます。繰越金なりそれぞれの留保財源、今後見込みあります、9月補正等の一般財源の見込みも入れまして、これで今回いけるであろうという決算見込みの中で今回補正予算を組ませていただいております。ですから、決算で全部繰入金戻せるんかって言われたら、そこまではわかりませんが、

当然財政健全化っていうところから可能であるっていうところで今回補正予算組ませていただいております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開15時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時43分 休憩

14時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

お諮りします。

ただいま引地稔治君より決議第1号議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）（款）6商工費（項）1商工費に対する附帯決議（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、決議第1号議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）（款）6商工費（項）1商工費に対する附帯決議（案）を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 決議第1号 議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）  
（款）6商工費（項）1商工費に対する附帯決議（案）

○議長（荒尾典男君） 追加日程第1、決議第1号議案第43号令和2年度那智勝浦町一般会計補正

予算（第3号）（款）6商工費（項）1商工費に対する附帯決議（案）を議題とします。

決議案を局長から朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君）

〔決議案第1号朗読〕

○議長（荒尾典男君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 提案理由を説明させていただきます。

これはあくまでも単純明快なんですけど、私の周りでは使い勝手が悪かったっていうのは多くの声がありまして、少しでも現金で配っていただいたらっていう声があくまでも大きくありました。これは議員各位多少なりとも町民の方から聞いてると思いますけど、僕の周りでは余りにもその声が多かった。ほんで、町民を代表する議員として議会へ当然言うたってくれという声が多くありましたので、これを提出させていただきました。

当然経済対策どうのこうのっていうのもありますけど、経済対策って生活圏、那智勝浦町だけやなしに経済対策っちゃうのは一市町村でやってなかなかできるもんやないと思うてます。近隣も含めて最低東牟婁管内で経済対策打つたりのようなことをせなんだら、町だけでなかなかついで一時しのぎみたいなことになりますので。

ほんで、コロナウイルスのこの状況っていうのは商店だけやなしに多くの民間の人、多くの人にも影響してると思いますわ。よって、利用者が使いやすく希望するという声があくまでも多かったもんで、ここに提出させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか、原案に反対。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 私にもそのような声があつてよく意図はわかります。これ現金給付、商品券じゃなしにやはり現金で使いたいといいますか、かえられないと、使用しづらいところもあつてやはり現金でもらいたいよつていう人もございます。ですから、意図はよくわかるんですけども、例えばこれ現金を希望したらみんな現金になるのか、皆さんやはり現金でもらわれるんじゃないですかね。その方法も一つなんですけども、これ当局にどうするかというふうなお話はされてますか、当局にどうやってしたら、これやったらできるやとか。

〔「それは質疑ですか」と呼ぶ者あり〕

質疑、おかしいですね。失礼しました。

そもそも本来はこれ商工振興費なんですよ。これは補助金なんです。ですから、個人に対する支給じゃないんですよ。それをこの目的でこのような附帯決議をするっていうのは難しいと思いますので、私はこの附帯決議に対しては反対をいたします。

○議長（荒尾典男君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

決議第1号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔「もう一回言ってください」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってよ。

決議第1号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔「どっち」「どっちも何も」「どっちも何も」「一部現金化せえ  
っていう賛成の人」と呼ぶ者あり〕

現金化賛成。

〔「決議案」と呼ぶ者あり〕

原案、決議案に賛成の方です。

〔「商品券やなしに一部現金でもしてもらえんのかっていう要望」  
と呼ぶ者あり〕

決議の案に賛成の方は起立をお願いいたします。

現金化すること、一部現金化すること、または現金化するこの決議に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立少数です。したがって、本件は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第44号 令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第44号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第44号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第37号で御可決いただきました国民健康保険条例の傷病手当金に関するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,846万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款5の県支出金で歳入合計、補正前の額25億2,623万7,000円に補正額223万1,000円を追加し、計で25億2,846万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は223万1,000円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の補正額223万1,000円につきましては、傷病手当金の100%を受け入れるものでございます。

次に、7ページ、3、歳出でございます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金の223万1,000円につきましては、最低賃金の日額賃金6,640円の3分の2を基準に傷病手当金といたしまして、18名、28日分の傷病手当金を計上させていただいてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第45号 令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第45号令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第45号について御説明申し上げます。

議案第45号令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

今回の補正予算の概要は、地域包括支援センターの職員について社会福祉協議会からの職員派遣委託として予算を計上いたしましたが、社会福祉協議会では労働者派遣事業登録の許可基準に該当しなかったため職員の出向による契約となることから、支出科目の変更を行うものでございます。今後はこのようなことがないように予算計上いたしますので、御理解のほどお願いいたします。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入補正なしでございます。

歳出、款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費におきまして目内での節区分変更のため補正額はございません。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては、3ページと同様でございます。

4ページをお願いいたします。

2、歳入、補正なしでございます。

3、歳出でございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費、目3在宅医療・介護連携推進事業費、目4生活支援体制整備事業費につきましては、いず



れも地域包括支援センターの職員費用について、節12委託料から節18負担金、補助及び交付金に振りかえるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第46号 令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第46号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第46号について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第46号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきましては、第1款病院事業収益、既決予定額23億1,484万1,000円に補正予定額9万8,000円を増額し、計23億1,493万9,000円とするものでございます。

第2項医業外収益、既決予定額4億6,809万2,000円に補正予定額9万8,000円を増額し、計4億6,819万円とするものでございます。

支出の補正はございません。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入につきましては、第1款資本的収入、既決予定額4,801万3,000円に補正予定額1,066万円を増額し、計5,867万3,000円とするものでございます。

第3項補助金につきましては、今回新たに追加する項目であり、補正予定額1,066万円を増額するものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出、既決予定額1億7,258万1,000円に補正予定額1,070万3,000円を増額し、計1億8,328万4,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額4,323万7,000円に補正予定額1,070万3,000円を増額し、計5,394万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書です。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

今回の補正につきましては、全て新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れるための病院の施設整備費となっており、主な財源は国2分の1、県2分の1で交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金となっております。病室の修繕に関するもの、収益的収支、医療機器の整備に関するもの、資本的収支に分けて計上しております。

収益的収入及び支出の収入でございますが、款1病院事業収益、項2医業外収益、目8補助金、新設の目ですので、既決予定額0円に補正予定額9万8,000円を増額し、計9万8,000円とするものでございます。節1国庫補助金、節2県補助金、それぞれ4万9,000円を受け入れるもので、説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金となっております。当院には、感染症対策の陰圧室が1室あり、今回の新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、この部屋で入院患者を受け入れるものとして県へ届けております。

陰圧室は、廊下から入ると外扉、前室、中扉、病室となっておりますが、前室と病室の間の中扉に鍵がないため、今回鍵の設置費用9万9,000円に対する国、県の補助金を受け入れるものです。

なお、支出につきましては、既に御可決いただいております当初予算の修繕費で支出済みとなっておりますので、今回新たな補正はお願いしておりません。

続きまして、資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項3補助金、目1国庫補助金、補正予定額533万円と目2県補助金、補正予定額533万円は、後ほど支出の部で説明いたします医療機器等の購入費用に係る国、県2分の1ずつの補助金を受け入れるものです。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、既決予定額4,150万円に補正予定額

1,070万3,000円を増額し、計5,220万3,000円とするものです。説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症入院施設整備費用ですが、内訳は人工呼吸器が2台で998万8,000円、簡易陰圧装置1床分で63万8,000円、タブレット端末2台で7万7,000円の計1,070万3,000円となっております。人工呼吸器につきましては、現在病院に2台ありますが、平成21年度と22年度に整備したものであり10年経過しており、今回補助金を活用して更新するものです。簡易陰圧装置でございますが、ベッドを透明ビニールテントで覆い、その内部に高機能の空気清浄器を設置し、ベッド付近の汚染された空気をテントの外側へ排出しないようにするものです。感染症対策の陰圧室は1室ありますが、複数の患者を受け入れた際に他の病室で使用することを想定しています。タブレット端末は、感染症患者との意思疎通に使用するもので、テレビ電話機能による家族とのオンライン面会や病棟スタッフが行う体調確認に利用することで患者との接触を最小限に抑え、院内感染防止に役立つものと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（東 信介君） お聞きします。

今陰圧室が1つあって、新たに1つということですね。多分陰圧室にもそのレベルがありますよね。病気に対するレベル幾つとかというルールがあって、今の陰圧室やったらコロナとかと対応、あるやつですよ、もうできるんですか。多分SARS、MERSとかも対応できるレベル4とかなんとか言うやつやなかったらコロナは対応できんと思うんですけど、今の陰圧室とか新たにやるやつというのはどのレベルのことを想定されてるんですか。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

申しわけございません、陰圧室のレベルに関しては私承知しておりません。ただ、県との協議等の中で、当院の施設の中でコロナの患者さんに対応できるということで届け出をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第19、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから日程第20、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について一括して御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣の委嘱によるものでございます。同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、お諮りするものでございます。

現在、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております。令和2年12月31日に2名の方が任期を迎えることとなっております。

大江政典氏におかれましては、令和2年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き推薦いたしたくお諮りするものでございます。任期は3年でございます。

大江氏は、平成28年3月まで那智勝浦町職員として奉職され、その間町人権尊重推進委員会事務局長、福祉課長を歴任されました。長年の行政経験に加え人権擁護に理解が深いことから、平成30年1月に人権擁護委員に委嘱され、現在まで人権相談や人権啓発に御尽力をいただいているところでございます。今回人権擁護委員として今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

続いて、諮問第2号について御説明申し上げます。

〔諮問第2号朗読〕

村田美織氏におきましては、令和2年12月31日をもって任期満了となります。城本和男氏の後任として推薦いたしたくお諮りするものでございます。

村田氏は、昭和52年4月1日から平成28年3月31日まで本町の保育士として町内保育所に勤務され、平成25年度から保育所長として本町の幼児保育、教育に携わってまいりました。長年にわたり保育士として保護者や児童とかかわり、子供たちの健やかな成長、発達を支えられました経験をもとに、今後人権擁護活動に御尽力いただけるものといたしまして推薦いたした

く、お諮りするものでございます。

なお、2名の方につきましては、今回議会の御同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は令和3年1月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 諮問第1号から諮問第2号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

諮問第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（荒尾典男君） 日程第21、選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

那智勝浦町選挙管理委員会委員長から議長宛てに届けられている文書並びに議案を局長より朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） それでは、朗読いたします。

〔選第1号朗読〕

続きまして次のページ、那選第8号、選挙管理委員会委員長から議長宛ての文書をごらんいただきたいと思います。

〔那選第8号朗読〕

3枚目は、この7月9日に任期満了を迎えます委員及び補充員の名簿でございます。補充員につきましては、現在1名が欠員となっております。

4枚目は、地方自治法の関係箇所の写しとなっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法は、選考委員を選任し、選考委員会で委員及び補充員を選考していただき、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、指名推選の方法は選考委員を選任し、選考委員会で選考し、議長が指名することといたします。

お諮りします。

選考委員の指名は、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、選考委員の指名は議長に一任されました。

選考委員を指名します。

1番城本和男君、3番曾根和仁君、5番藤社和美君、12番亀井二三男君、以上の正副常任委員長4名の方に選考をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、4名の選考委員で選考いただき、議長まで報告をお願いします。

お諮りします。

日程第21、選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は、選考委員会の結果を得るまで一時中止したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は一時中止します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時37分 延会